

佐賀県告示第三百十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び鹿島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十七日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

単独水系江岡川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十四年十一月二十七日

三 廃川敷地等の位置

藤津郡太良町大字多良字江岡四二九六番三地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(一) 種類 土地

(二) 面積 一八四・二六平方メートル